信州型自然保育認定団体助成金交付要綱

（趣旨）

第１　この要綱は、質が高く、県民に信頼される信州型自然保育の実現を目指し、保育者の処遇向上を目的として、公的支援を受けていない信州型自然保育認定団体が行う信州型自然保育に要する経費に対し予算の範囲内で助成金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和 34 年長野県規則第９号。以下、「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２　この要綱において、次に掲げる用語の定義は以下のとおりとする。

（１）信州型自然保育

信州型自然保育認定制度実施要綱（以下、「実施要綱」という。）第７の２に規定する活動内容をいう。

（２）信州型自然保育認定団体

長野県知事（以下、「知事」という。）から実施要綱第９の認定を受けたものをいう。

（交付対象事業）

第３　この助成金の交付の対象は、信州型自然保育認定団体が行う信州型自然保育に係る事業であり、かつ以下の事業でないこと。

（１）保育又は幼児教育に係る以下の公的支援が行われている事業

ア　子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく給付の対象となる事業

イ　子育て支援総合助成金交付要綱（平成 27 年 11 月 17 日付け 27 こ家第 484 号）第２（１）イ認可外保育施設児童処遇向上事業に基づく助成金を原資として、市町村が保育を補完する認可外保育施設に対して交付する助成金の対象となる事業（ただし、子育て支援総合助成金交付要綱別表の認可外保育施設児童処遇向上事業(10)施設整備事業を除く）

ウ 学校法人補助金交付要綱（昭和 45 年 11 月 12 日告示第 659 号）の規定に基づく補助金の対象となる事業

エ 企業主導型保育事業費補助金の対象となる事業

（２）企業、病院等に設置された施設において、専らその従業員の乳幼児の保育を目的として行われる事業

（３）一時保育事業

（助成対象団体の条件）

第４　助成対象団体の条件は以下のとおりとする。なお、年度途中から要件を満たさなくなった場合は、その事由が発生又は判明した日から助成の対象外とする。

（１）助成対象年度の４月１日から引き続き信州型自然保育認定団体として認定を受けていること。

（２）認可外保育施設指導監督基準を概ね満たし、かつ認可外保育施設指導監督要綱（平成 16 年 7 月 28 日 16 教こ第 126 号）第２の３に定める立入調査において、助成申請年度前の２事業年度に同一内容の文書指導及び口頭指導を２回以上連続して受けていないこと（ただし、保育室の面積に関する基準はこの限りではない）。

（３）国及び地方公共団体が運営していないこと。

（４）宗教活動又は政治的活動を行っていないこと。

（５）次の各号に該当しないこと。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）
イ　法人にあっては、代表者又は役員のうちに暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者があるもの
ウ　法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの
（６）その他、知事が助成するにふさわしくないと判断した団体でないこと。

（助成対象経費及び補助率）
第５　助成対象経費及び補助率は、別表１に定める。

（助成金の交付額）
第６　助成金の交付額の算出方法は、別表２に定める。

（事業計画書の提出等）
第７　助成金の交付を受けようとする団体は、規則第３条の規定による申請書の提出に先立ち、別に定める日までに、信州型自然保育認定団体助成金交付事業計画書（様式第１号）を知事に提出しなければならない。
２　　知事は、前項の書類の提出があった場合、助成金を交付することが適当と認めるときは、助成金の交付の内示を行うものとする。

（交付申請書等）
第８　規則第３条に規定する申請書は、信州型自然保育認定団体助成金交付申請書（様式第２号）によるものとする。
２　　規則第３条に規定する関係書類は、次のとおりとする。
（１）信州型自然保育認定団体助成金交付事業計画書
３　前２項に定める書類の提出期限は、別に定める。

（申請の取下げ）
第９　規則第７条第１項の規定による申請書の取下げは、信州型自然保育認定団体助成金交付申請取下書（様式第３号）を当該助成金の交付決定の通知を受理した日から 10 日以内に、知事に提出して行うものとする。

（計画の変更）
第 10　助成対象経費等の内容に変更があるときは、信州型自然保育認定団体助成金交付事業計画変更承認申請書（様式第４号）を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、別表１に掲げる軽微な変更については、この限りではない。

（助成事業の中止又は廃止）
第 11　助成事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は助成事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難になったときも含む）は、信州型自然保育認定団体助成金交付事業中止（廃止）承認申請書（様式第５号）を速やかに知事に提出してその承認を受けること。
（状況報告）
第 12　知事は助成対象事業者に対し、必要に応じ助成事業等の遂行の状況について、報告を求めることができるものとする。

（実績報告書の様式等）
第 13　規則第 12 条第１項に規定する実績報告は、信州型自然保育認定団体助成金交付事業実績報告書（様式第６号）によるものとする。

なお、保育者の人件費の支払いが分かる書類等を添付するものとする。
2　前項の書類の提出期限は、助成事業の中止又は廃止のあった日から起算して30日を経過した日、又は助成金の交付決定のあった日の属する年度の３月31日のいずれか早い日とする。
3　前２項の規定は、規則第 14 条第２項の規定による是正措置がなされて報告する場合に準用する。
4　知事は、助成事業の完了等に係る報告を受けた時は、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、助成金の額について確認を行うこととする。

（助成金の交付請求）
第 14　助成事業者が、助成金の支払い（概算払いを含む。）を受けようとするときは、信州型自然保育認定団体助成金交付（概算払）請求書（様式第７号）を知事に提出するものとする。
なお当該助成金については、年２回を限度として概算払いをすることができる。

（書類の保管等）
第 15　助成事業に要する経費については、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、関係書類とともに、助成事業の完了した日又は廃止した日の属する年度の翌年度から５年間保管しておかなければならない。

（対象期間）
第 16　助成事業の対象期間は、第８に定める申請書の提出があった年度の４月１日から３月31日までとする。

附則
（適用期日）
1　この要綱は、平成 29 年６月８日から施行し、平成 29 年４月１日から適用する。
2　この要綱は、平成 30 年４月１日から適用する。
3　この要綱は、平成 31 年４月１日から適用する。
4　この要綱は、令和２年４月１日から適用する。
5　この要綱は、令和３年４月１日から適用する。
6　この要綱は、令和４年４月 28 日から施行し、令和４年４月１日から適用する。
7　この要綱は、令和５年２月 22 日から施行し、令和４年４月１日から適用する。
8　この要綱は、令和５年８月 23 日から施行し、令和５年４月１日から適用する。
9　この要綱は、令和６年９月２日から施行し、令和６年４月１日から適用する。
10　この要綱は、令和７年９月 10 日から施行し、令和７年４月１日から適用する。
11　この要綱は、令和８年 10 月５日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

別表１　助成対象経費（第５、第 10 関係）

助成対象経費	補助率	軽微な変更
実施要綱（別表２）認定基準の８における保育者にかかる以下の人件費 （１）給料、手当等 （２）法定福利費（雇用主が負担する社会保険料、雇用保険料等）	１／４以内	助成対象経費の 20％以内の変更

別表２　助成金の交付額の算出（第６関係）

以下のＡ、Ｂ、Ｃにより算出された金額のうち、最も少ない額（Ｂがない場合は、ＡとＣを比較して少ない方の額）を助成金の交付額とする。
なお、算定された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

Ａ　別表１に定める助成対象経費に補助率（１／４）を乗じた額

Ｂ　他の団体等（市町村等の公共的団体を含む。）から保育者の人件費に係る助成金等の収入がある場合
別表１に定める助成対象経費の２分の１から他の団体からの助成金等の額を控除した額

Ｃ　毎月１日に在籍する年齢別の児童数の年間の延べ数に、以下の月額単価を乗じたものの和の２分の１の額。
ただし、長野県に居住しない児童及び一時保育児童は計算の対象外とする。

児童の年齢	月額単価
ア　乳児	59,177 円
イ　１～２満児	35,990 円
ウ　３歳児	17,359 円
エ　４～５歳児	13,649 円

（注）ア　乳児
１歳に達していない児童及び１歳に達した日以後最初の３月 31 日までの間にある児童（入所した日において１歳に達している児童を除く。）をいう。
イ　１～２歳児
１歳に達した日からその日以後最初の３月 31 日までの間にある児童（入所した日において１歳に達している児童に限る。）及び１歳に達した日後最初の４月１日から３歳に達した日以後最初の３月 31 日までの間にある児童（入所した日において３歳に達している児童を除く。）をいう。
ウ　３歳児
３歳に達した日からその日以後最初の３月 31 日までの間にある児童（入所した日において３歳に達している児童に限る。）及び３歳に達した日後最初の４月１日から４歳に達した日以後最初の３月 31 日までの間にある児童（入所した日において４歳に達している児童を除く。）をいう。
エ　４～５歳児
４歳に達した日からその日以後最初の３月 31 日までの間にある児童（入所した日において４歳に達している児童に限る。）及び４歳に達した日後最初の４月１日から６歳に達した日以後最初の３月 31 日までの間にある児童をいう。